

CEFRに基づく英語教育の改善と大学入試の改善

高野 敬三

1 はじめに

文部科学省は、平成 25 年 12 月 13 日、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を発表した。この計画において、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるために、小学校における英語教育の拡充強化や、中・高等学校における英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図るための方向性を示した。

同計画で示された方向性の具体化に向けて、同省は平成 26 年、「英語教育の在り方に関する有識者会議」を設置し、小・中・高等学校を通じた英語教育改革について議論を行った。

平成 26 年 9 月に報告された「今後の英語教育の改善・充実方策について 報告～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～」では、教育目標・内容をはじめとする改革や更なる取組の充実等について提言された。

これらの計画や提言を踏まえ、同省は平成 27 年 6 月に「生徒の英語力向上推進プラン」を公表した。本プランでは、生徒の着実な英語力向上を目指し、国及び都道府県で明確な達成目標を設定することや、その達成状況を公表することにより計画的に改善を推進することを、英語教育改革の考え方として示している。

2 改革の柱となる CAN-DO リスト

ところで、この「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」では、「英語を用いて～することができる」という形式（CAN-DO リスト）で目標を具体化し、小・中・高等学校を通じて一貫した学習到達目標を設定することを求めている。

実施計画の公表に先立ち、文部科学省は、各県教育委員会や学校が CAN-DO リストを作成する際の参考として、「各中・高等学校の外国語教育における『CAN-DO リスト』の形での学習到達目標設定のための手引き」を公表した。

このことは、まさに、外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠である CEFR によって示された到達度を参考に作成すべき CAN-DO リストによる英語到達度指標を、国、都道府県を挙げて、各学校が生徒の実態を踏まえて作成して、生徒の四技能統合した総合的な英語力の育成を図ることを狙いとしていると言えよう。

小学校における英語の教科化という現実を視野に入れて、小学校から高等学校まで一貫した CAN-DO リストを作成し、具体的な到達目標を設定することは、英語教育改革の大きな柱である。

今年度中には、告示される新「小学校学習指導要領」と新「中学校学習指導要領」における教科・外国語（英語）においては、こうした CEFR の英語到達度指標を参考に、「英語を用いて～できる」というものに基づく学習を生徒が行うことができるよう、授業を改善するものとなる。また、来年度中には告示される新「高等学校学習指導要領」では、少なくとも、必修科目である「英語コミュニケーションⅠ」においては、CEFR の A2 レベル程度、新たな選択科目である、「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」などでは、CFER の B1 レベル程度の学習を求める内容となることが想定されている。

なお、平成 28 年 8 月、「高大接続改革の進捗状況について」が公表された。この中で、国は、平成 32 年に実施される、大学入試センター試験に代わる、新たな、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）において、リスニングとスピーキングを取り入れた四技能統合型へ移行すると明記されている。この新たな大学入試においては、英語に関する各種資格検定試験の活用も案の一つとなっている。このため、入試で活用する場合は、各種資格検定試験の横ぐしを刺した共通尺度が必要となってくることは当然であり、この CEFR の英語到達度指標は、その際の重要な尺度となる。

3 大学入試の課題

現在、国において、大学入試における英語四技能実施について鋭意検討を重ねているが、ここでの課題を以下の 2 点で整理してみることにしよう。

【1 点目 民間の資格・検定試験の活用に関する課題】

- (1)大学入試センター試験では、従来コミュニケーションを重視した出題範囲の設定や、リスニングの導入などに取り組んできたが、「話すこと」「書くこと」を含む 4 技能の総合的な評価を行うとすれば、50 万人以上が受験する現行のセンター試験では困難であり、四技能を評価する民間の資格・検定試験の活用が、それに代わるものとなるか。
- (2)民間の資格・検定試験は、現在 9 種類あるが、そもそも、全国にいる高校 3 年生が受験できる体制を民間の団体でカバーできるか。現在、センター利用の受験生は 50 万人にものぼる。
- (3)そもそも、民間の資格・検定試験にはそれぞれの目的があるものであり、それらがすべて学習指導要領に沿って設計されているとは言えない。国は、英語の大学入試を改善することで、高校や中学校に対する、いわゆる wash-back effect を期待していることは分かるが、教育の成果としての英語の力を大学入試でみるとことであれば、民間の資格・検定試験はそのような趣旨で作成されたものを活用すべきではないか。

- (4) それぞれの資格・検定試験が CEFR で示された参照枠に基づいて正確に制度設計されているか。民間の資格・検定試験の団体が示した CEFR の 6 段階のバンドに相当する得点がバラバラであり、そもそも、それらに信ぴょう性があるのか。
- (5) 国は、それらの資格・検定試験を精査して、何種類の資格・検定試験を大学入試として活用すべきものであると認定するのか。
- (6) 国が認定した民間団体の資格・検定試験を受験するにおいて、それぞれの試験内容に統一性がない以上、受験生に有利不利が生じないか。
- (7) 受験生は、高校何年生のときから、国が認定した資格・検定試験を受けることができるのか、複数回受験できるのか、あるいは、受験生において、国が認定した資格・検定試験を複数種類受験することができるか、そういった場合において、大学入試といった選抜試験でどのように合否判定がされるのか。
- (8) 民間団体において設定されている検定料は、様々であり高額に設定されているところが多く、そのことが受験生の経済的負担とならないか。

【2 点目 四技能英語を大学入試に活用することに関する課題】

- (1) そもそも国は、現行のセンター試験（5 教科 7 科目）に代わる新たなセンター試験の英語に 4 技能評価を求めているが、それは、その範囲まであり、各大学の個別入試や、AO 入試や推薦入試にも、同様の四技能評価を求めるのか。
- (2) 国は、昨年の 8 月には、2 つの案を示している。案 1 として、大学はセンター試験を活用せず、4 技能を測ることのできる資格検定試験だけを活用する。案 2 として、大学は、センター試験を活用せず、4 技能を測ることのできる資格検定試験のみを活用するか、あるいは、センターで当面実施する英語共通テスト（読む・聞く）の活用に加え、各団体が行っている資格・検定試験のうち 2 技能（話す・書く）を併せて活用する。とともに、4 技能を測ることのできる資格検定試験を活用する。この案 2 でいう資格・検定試験のうち 2 技能だけを抽出することは可能であるのか。
- (3) 仮に、前述の案 2 を採用するとしても、国が当面実施する英語共通テストで測る「読むこと」「書くこと」についても、CEFR でいうところの英語到達度指標に基づく試験内容にすることができるのか。
- (4) 国は、現在、すべての大学入試の英語については、その結果を CEFR のバンド表記で求めることを考えている。CEFR は、そもそも A1 から C2 までの 6 段階（バンド）であるが、選抜試験という 1 点刻みの選考を大学では決定しなければならないものであり、そもそもバンドのみ大学で活用して選考することは無理であるのではないか。他の教科は 1 点刻みとなっているのに、英語だけはバンド表示を活用することになるのか。

4 まとめ

これまで、英語教育の改善の声は幾度となく国民から提起されていたが、このたびの学習指導要領の改訂、大学入試の改革といった流れの中で、その重要な役割を果たしきったのが、CEFR といった考え方である。

英語教育学者による CEFR に関する丁寧な説明、教育行政関係者の理解、小中高・英語教員への浸透と教育実践、更には大学関係者の英断などが、今後さらに求められると考える。